

「空き家所有者情報の外部提供に関するガイドライン」について

平素より空き家等対策に御理解と御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

国土交通省住宅局では、地方公共団体が民間事業者等と連携して空き家所有者情報の外部提供を行う際の留意点、運用の仕組み等を取りまとめた「空き家所有者情報の外部提供に関するガイドライン」（ガイドラインの概要については別添の資料をご確認ください。）を平成30年6月に策定・公表いたしました。

昨年度、ガイドラインが公表・策定してから3年が経過したことから、ガイドラインの活用状況等について、各市町村を対象にアンケート調査を実施したところ、「ガイドラインを活用している」と回答した市町村は全体の13.7%と低い数値であったため、今回、改めて周知をさせていただきます。

各市町村におかれましては、本ガイドラインを御認識いただき、空き家問題の解消に向けて、ガイドラインを活用することで民間事業者等との連携による空き家の流通、利活用の促進を図っていただきますよう、お願いいたします。

【連絡先】

国土交通省 住宅局 住宅企画官付（担当：住宅産業適正化調整官 堀江、係長 中川）

TEL:03(5253)8111 （内線：39213、39216）

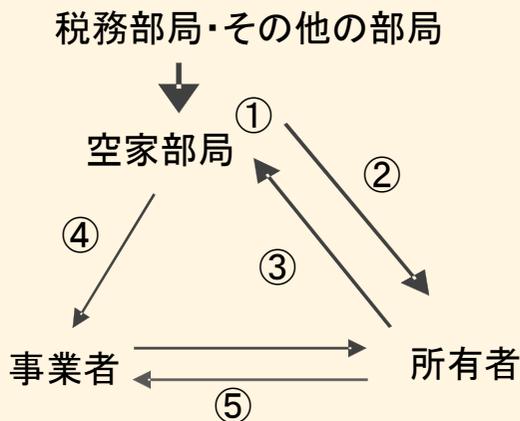
- 空き家の利活用の促進を図る上で、宅地建物取引業者等の民間事業者等との連携が重要。
- 市町村が空き家所有者情報を民間事業者等に提供するための法制的な整理や、空き家所有者情報の収集・同意取得の留意点等の運用方法、先進的な取組事例等を内容とするガイドライン(試案(平成29年3月公表)を拡充したものを)を策定・公表。

1. 法制的整理

- 空家特措法により、課税情報等を空き家対策のために市町村内部で利用できるようになった。当該情報を基に空き家所有者本人への接触も可能。
- **所有者本人の同意**が得られれば、課税情報を含む空き家所有者情報を民間事業者等に提供することが可能であり、個人情報保護条例、地方税法及び地方公務員法に抵触しない。

2. 空き家所有者情報の提供に関する運用の仕組み

空き家所有者情報の外部提供スキーム(イメージ)



- ① 市町村による空き家の特定・所有者調査(課税情報も活用)
- ② 空き家所有者に外部提供の意向確認
- ③ 空き家所有者の同意
- ④ 所有者情報を提供
- ⑤ 事業者と所有者の接触

○ 空き家の特定等(左記①)に活用されている情報

固定資産税課税情報／不動産登記情報／住民票記載情報／水道閉栓情報／自治会等からの情報／死亡届等

○ 同意取得(左記③)に当たっての留意事項

(1) 同意取得の相手方：所有者

(2) 同意取得の内容：

① 情報の提供先

例：〇〇協会△△支部及び所属事業者

② 提供先における利用目的

③ 提供される情報の内容

例：氏名、連絡先、利活用の意向、物件情報等

(3) 同意取得の方法：書面が望ましい

○ 所有者情報の提供(左記④)に当たっての留意事項

○ 市町村による民間事業者の登録制度や市町村と事業者団体との協定等が考えられる(市町村が積極的に関与)

○ 苦情対応やトラブル防止に配慮した仕組みづくりが重要

3. 市町村における先進的な取組

- 市町村の先進的な取組事例を、スキーム図や実際に使用している同意書の書式等とともに紹介。



「空き家所有者情報の外部提供に関するガイドライン」はQRコードよりダウンロードください。